

「とちぎの元気な森づくり県民税」と「森林環境譲与税」による取組

- とちぎの元気な森づくり県民税は、主に林業経営に適した森林における皆伐後の植え付け、獣害対策など、森林資源の循環利用及び若返りの促進などに活用
- 森林環境譲与税は、主に林業経営に適さない森林における市町村による公的な森林整備（間伐等）のほか、木材利用の促進、普及啓発、人材の育成・確保などに活用

○ とちぎの元気な森づくり県民税

自然条件などがよく
林業経営に適した森林

所有者（個人・法人）による
自立的な管理

- （主な事業）
- ・ 伐採更新の促進（植栽、獣害対策等）
 - ・ 所有者対策など（地籍調査）



森林資源の循環利用の促進と若返り

○ 国の森林環境譲与税

自然条件などが厳しく
林業経営に適さない森林

市町村による
公的な管理

- （主な事業）
- ・ 間伐（針広混交林化）など



管理放棄された森林の適正な管理

両税の活用による森林の公益的機能の持続的な発揮

【整理後の両税による取組(R2年度～)】

区分	とちぎの元気な森づくり県民税	森林環境譲与税
主な 取組	① 皆伐・再造林の促進(一部は広葉樹へ転換) (皆伐後の植栽、下刈、作業道整備の支援) ② 森林所有対策 (地籍調査等による境界・所有者の明確化) ③ 獣害対策 (シカ等による食害、剥皮害対策) ④ 里山林の整備・管理【市町への交付金】 (NPO 等団体による活動) ⑤ 里山林整備の担い手(ボランティア)育成等	★: 県民税から移行する事業 市 町 ① 間伐(針広混交林化等) ★ ② 木材利用の促進 ★ (市町公共施設の木造・木質化等) ③ 普及啓発 ★ ④ 森林経営管理制度の運用(意向調査等)等 県 ① 森林経営管理制度運用に係る市町支援 (森林情報の高度化(クラウド化)等) ② 木材利用の促進 ★ (県公共施設・民間施設の木造・木質化等) ③ 林業労働者の確保・育成等